

2 重点施策実施5か年計画

また、同基本計画の「Ⅳ推進体制等」において、「基本計画に基づく諸施策の着実な推進を図るため、具体的な目標及びその達成期間を定めた重点施策実施計画を策定し実施する」とされており、これを踏まえ、前期及び後期の「重点施策実施5か年計画」が決定されている。

同基本計画の後期に当たる平成20年度から24年度までを計画期間とする「後期5か年計画」は、19年に障害当事者、関係団体、学識経験者等延べ120の団体・個人からの意見聴取や「中央障害者施策推進協議会」の審議等を経て、同年12月に決定された。

この後期5か年計画は、自立と共生の理念の下に、「共生社会」の実現に真に寄与するようにするため、

- ①地域での自立生活を基本に、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等の障害の特性に応じ、障害者のライフサイクルの全段階を通じた切れ目のない総合的な利用者本位の支援を行うこと
- ②障害者の地域における自立や社会参加に係る障壁を除くための誰もが快適で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備や、IT（情報通信技術）の活用等による障害者への情報提供の充実等を図ること
- ③「障害者自立支援法」の抜本的な見直しの検討とその結果を踏まえた計画の必要な見直しを行うこと
- ④障害者権利条約の可能な限り早期の締結を目指しての必要な国内法令の整備を図ること

の4点に重点を置いて施策展開を図ることとしており、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について、120の施策項目並びに新規42項目を含む57の数値目標及びその達成期間等を定めている。後期5か年計画の進捗状況は、おおむね毎年度、「中央障害者施策推進協議会」に報告がなされている。

【4】地方障害者計画等

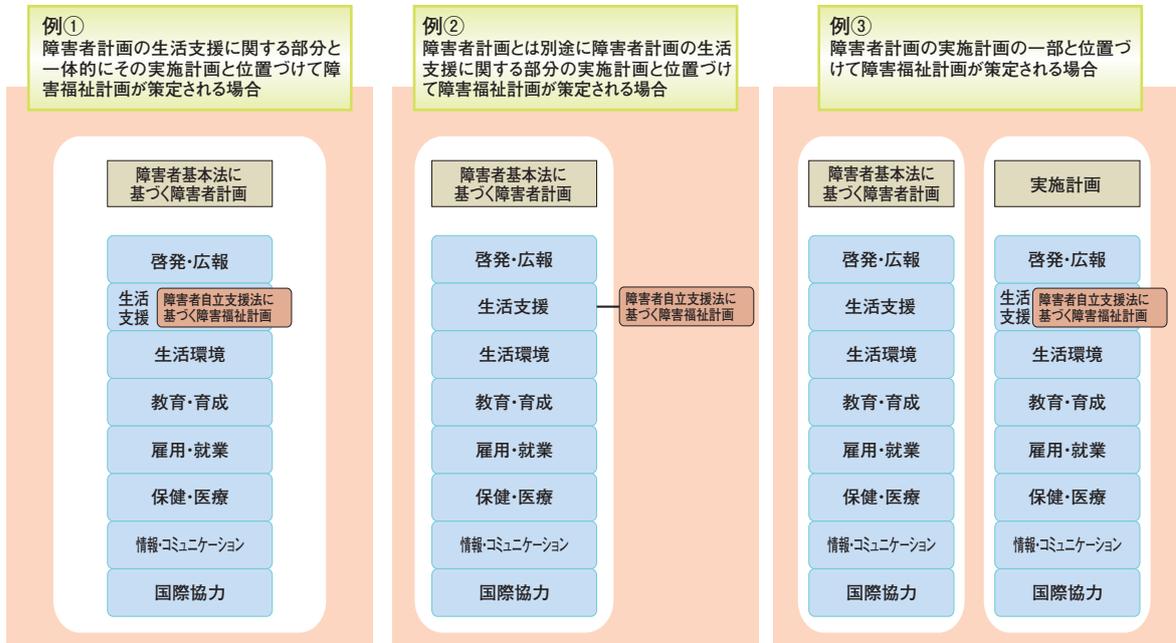
平成16年6月の「障害者基本法」の改正により、これまで努力義務であった都道府県及び市町村における障害者計画の策定が、都道府県については16年の改正法の公布の日から、市町村については19年4月から義務化された。

(1) 地方障害者計画の位置づけ等

地方障害者計画は、「障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する

■ 図表25 障害者計画と障害福祉計画の関係

- 障害者計画は、「障害者基本法」に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画。
- 障害福祉計画は、障害者計画の中の「生活支援」に関わる事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置づけ。



(注)基本計画及び実施計画の項目立ては、国にならった場合。

資料：内閣府

る基本的な事項を定める中長期の計画」であって、障害のある人に関する施策分野全般にわたるものであるのに対し、「障害福祉計画」は、3年を1期として定める「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画」であって、主として、地方障害者計画に盛り込まれた「生活支援」の事項のうちの福祉サービスに関する実施計画的なものと位置づけられている。

なお、「障害者自立支援法」においては、都道府県及び市町村は障害福祉計画を策定することが義務づけられ、障害福祉計画を策定するときは、「障害者基本法」に規定する地方障害者計画等の計画と調和が保たれるよう策定することが義務づけられているが、同基本法に基づく地方障害者計画と障害福祉計画との関係は、図表25のとおりである。

(2) 地方障害者計画の策定状況

平成22年度末における、これらの地方障害者計画（以下「計画」という。）の策定状況として、都道府県及び指定都市においては、すべての団体が計画が策定されており、また、計画の策定及び推進の体制は、都道府県及び指定都市の場合、約8～9割で関係部局からなる横断的な検討体制がとられ、推進体制においても約7割の団体において同様の対応がとられてい

る。また、計画策定時には、当事者からのヒアリングや住民参加が都道府県の場合、約8～9割の団体で実施されており、指定都市の場合、ほぼすべての団体で実施されている。また、「地方障害者施策推進協議会」はすべての団体で活用されている。

計画の内容としては、国の「障害者基本計画」に盛り込まれた8分野のうち、「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「保健・医療」及び「情報・コミュニケーション」はすべての団体の計画に盛り込まれており、「国際協力」は約3割となっている。

市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この節において同じ。）においては、平成23年3月時点で計画を策定している団体は、1,731団体中、1,662団体（全体の96.0%）、前年度同時点では1,732団体中、1,670団体（全体の96.4%）となっている。

次に、市町村における計画の策定及び推進の体制は、計画策定時には約6割の団体が、推進時には約3割の団体が関係部局による横断的な取組を行っているが、都道府県及び指定都市と比べるとその割合は下回っており、特に推進体制の割合が低くなっている。また、計画策定時における当事者からのヒアリングや住民参加は、7割前後の団体で実施されているが、「地方障害者施策推進協議会」については、市町村には設置が義務づけられていないこともあり、その活用は5割弱の団体にとどまっている。

計画の内容については、国の「障害者基本計画」に盛り込まれた8分野のうち、「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、「雇用・就業」及び「保健・医療」は9割以上の団体で盛り込まれており、「情報・コミュニケーション」は9割弱の団体で盛り込まれているが、「国際協力」は約1割にとどまっている。